

新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第 3 号

新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規程

新潟市民病院における個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年新潟市条例第 4 号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の保有個人情報に係る取扱いの例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（新潟市個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 新潟市個人情報保護条例施行規程（平成 2 0 年新潟市民病院管理規程第 8 号）は、廃止する。